



長野県報

4月10日(木)
平成20年
(2008年)
第1955号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	1
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正(農地整備課)	1
基本測量の終了(建設政策課)	2

公 告

一般競争入札(2件)(消防課)	3
一般競争入札(管財課)	4
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(5件)(農地整備課)	5
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出(都市計画課)	5
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	5
一般競争入札(河川課)	6
一般競争入札(砂防課)	7
正誤(人事委員会事務局)	7

告 示

長野県告示第272号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成20年4月10日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
特定医療法人 新生病院	上高井郡小布施町大字小布 施851番地	平成23年4月10日
長野市民病院	長野市大字富竹1333番地1	平成23年4月10日

医療政策課

長野県告示第273号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年4月10日

長野県知事 村井 仁

別表の公共事業の項中「10分の5.55以内 同上」を「10分の5.6以内 同上」に、

土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために行う次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理 指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の整備改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	事業費	10分の5以内 3分の2以内	
-----------------	---	-----	-------------------	--

を

特定農業用管水路等特別対策事業	<p>1 石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）による影響を防止するために行う次に掲げる事業（2の基準に該当するものに限る。）</p> <p>(1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更</p> <p>(2) (1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更</p> <p>(3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更</p> <p>2 基準</p> <p>受益面積がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、1の(1)及び(2)を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの</p>	同上	10分の5.1以内	同上
土地改良施設維持管理適正化事業	<p>土地改良施設の維持管理の適正化を図るために行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業</p> <p>ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理 指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修</p> <p>イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善</p> <p>(2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の整備改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの</p>	事業費	10分の5以内 3分の2以内	

に、

農業水利施設台帳整備事業	国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設のうち、国が土地改良区に管理を委託している施設又は国営土地改良事業に附帯して実施する県営事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設について、管理をしている土地改良区が行う農業水利施設台帳作成事業	同上	3分の2以内	同上
--------------	--	----	--------	----

を

農業水利施設台帳整備事業	国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設のうち、国が土地改良区に管理を委託している施設又は国営土地改良事業に附帯して実施する県営事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設について、管理をしている土地改良区が行う農業水利施設台帳作成事業	同上	3分の2以内	同上
農業用水水源地域保全対策事業	<p>農業用水とその水源地域内の森林の関わりについて理解を深めることや水源地域内の森林によりかん養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進するために行う次に掲げる事業</p> <p>(1) シンポジウム、体験学習会等の開催</p> <p>(2) 広報活動の実施</p> <p>(3) パンフレット類、教材、事例集等の作成</p> <p>(4) 施設案内の製作、設置</p> <p>(5) 普及促進対策を進めるための協議組織の設置、運営</p> <p>(6) 農業用水の有効利用を図る新たな取り組み</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げる活動等についての調査、企画、調整及び計画策定</p>	同上	10分の10以内	同上

に改める。

農地整備課

長野県告示第274号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成20年4月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（土地条件調査）

2 作業期間

平成19年7月1日から平成20年3月19日まで

3 作業地域

岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、諏訪郡下諏訪町、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町

建設政策課